「解放令」発布について考える

1 目標

- (1)「解放令」の内容と意義を知る。
- (2)「解放令」が出されたときの人々の様子をとらえる。
- (3)「解放令」が発布されたあとも、民衆の被差別部落に対する根強い差別意識があったことを、被差別の側にたって気づく。

2 学習計画 全2時間

- (1)「解放令」の発布(1時間)
- (2)「解放令」の発布されたあとの問題点と被差別部落の人々の立ち上がり(1時間)

3 展 開

3 展 開				
(1)「解放令」の発布				
	主な学習活動	留意点		
1	明治時代になって、江戸時代の身分制度が どのようになったのかを知る。 四民平等について、思ったことを自由に発 表させ、予想をたてる。 資料1を見て、話し合う。	四民平等が、本当に平等を目的にしたものであったのかを考えさせる。 資料1 「四民平等」での身分制度の変更		
2	被差別部落の人々は、そのころどんな行動 に出たかを考える。	(P19) 資料 2 被差別部落の人々の項類(P19) 「解放令」が出されるまでに、被差別部落の人々 の粘り強い訴えがあったことを知らせる。		
3	「解放令」とは、どんな法律なんだろう。 「解放令」の内容について知る。	資料3 「解放令(太政官布告)」(P20) 「解放令」の意味をおさえさせる。 「差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4	「解放令」が出されたとき、被差別部落の 人々はどう受け止めたのかを考える。 予想を出し合い、資料4を読む。	今までの差別に対する闘いや生活を高めてい こうとした行動を考えさせる。 資料4 喜びで迎えられた「解放令」(P22) 「解放令」が出された時の喜びの大きさを読		

み取らせる。

主な学習活動

5 被差別部落の人々たちは、どんなことを願っ たのかを話し合う。

資料5のワークシートを使用して、被差別部落の人々がまず、何をしたかったのかを予想して書き、話し合う。

留意点

これまで、くらしにさまざまな制限があった ことに留意させ、「解放令」以後の被差別部落 の人々の行動を予想させる。

資料 5 解放令が出されて被差別部落の人々は・・・(P23)

- ・厳しい現実のなかでも、「解放令」を拠り所に、 被差別部落の人々が他の民衆と同じ生活をも とめていったことを理解させる。
 - ・村人とあったときに道端によってあいさつ したり、土下座をすることはなくなった。
 - ・酒屋や風呂屋にも自由に出かけた。
 - ・かっこうや髪型も自由になった。
 - ・雨の日には傘をさすようになった。
 - だれとでも結婚できるようになった。
 - ・神社やお寺のお参りにも行くようになった。

トピック:解放令を根拠に軍人に謝罪させた被差別部落の人々

1919 (大正 8) 年、三重県松阪の被差別部落の人々が、軍隊に謝罪させるという出来事が起こる。この事件は、陸軍軍人の葬儀にやってきた陸軍大尉の差別発言に端を発している。被差別部落の人々は、「明治4年の太政官布告(注・解放令のこと)によって、エタ村はなくなったはずだ。そんな発言を明治天皇がお聞きになったら、なんと言ってお嘆きになるだろう」と大尉を詰問し謝罪させ、陸海軍大臣、三重県知事、第51連隊に差別撤廃の陳情書を提出し、軍隊から丁重な謝罪を引き出している。

【参考】中尾健次 「部落史50話」 2003 解放出版社

参考:松方デフレの影響

1881年から始まる「松方デフレ政策」が被差別部落の困窮化に一層拍車をかけた。急激な増税・緊縮財政といったデフレ政策をとり、地場産業に大打撃をあたえ、大不況をまねいた。

京都の場合、1880年からの2年間で、染物や陶磁器の生産高は5割に落ち込んだ。人々の生活は苦境に追い込まれ、被差別部落においてはさらに深刻な状態だった。

京都部落史研究所 「京都の部落史 2 近現代」 1991 阿吽社

松方デフレ

1880年代に実施された大蔵卿松方正義のデフレ政策。紙幣整理、日本銀行設立、兌換制の確立、官営事業の払い下げ政策などで、デフレ政策を強行。この結果、小企業を圧迫し、農民の没落を招く。

資料1:「四民平等」での身分制度の変更



「解放令」が出される2年前の1869年、明治政

府は「四民平等」と呼ばれる改革を行っています。

変更前	変更後
天皇の一族 公家・大名 武士 百姓・町民など 差別されていた人々	「皇族」 「華族」 「士族」 「平民」 「対象外(変更なし)」 平民にもみょう字を名のることや、華族・士族との結婚や、職業・ 住居の自由が認められました。

資料2:被差別部落の人々の嘆願

✓ 差別されていた人々は、もちろん納得しませんでし[↑]た。「被差別身分を廃止してください」と、政府に粘り強く訴えました。

政府への訴えは、幕末から始まっていました。 京都では、「汚名廃止請願書」という形で、次のよう に願い出ています。

「私どもは、もとより神国の民でありながら、差別的な名前で呼ばれることは、なんとも嘆かわしいことです。私どものなかには、獣類の革や角を扱って、生活しているものがございますが、これは、御国の必要になることでありますし、また、農村では多くが農業だけで生活しております。なにとぞ、古くからいわれている差別的な名前を除いて、武士や平民同様にお取り扱い下さるようにお願いいたします。」

このような請願は、あちこちで出されていました。



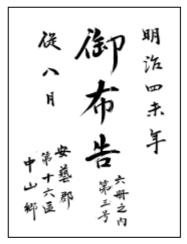
稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか(第2版)」 1993 解放出版社

資料3:「解放令(太政官布告)」

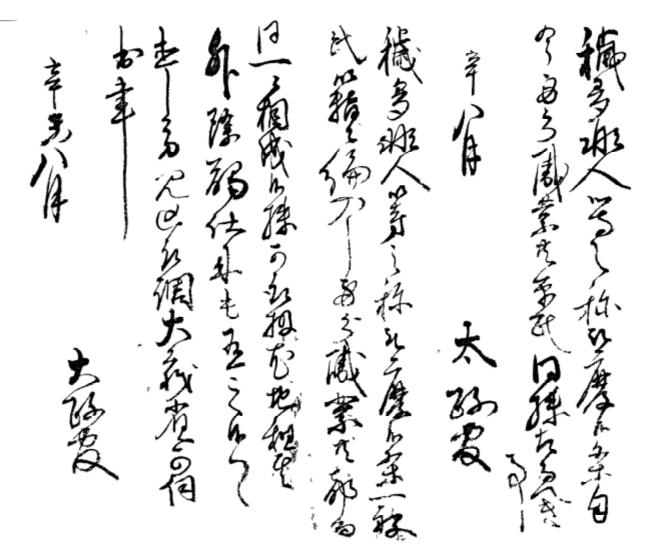
「解放令」は、1871(明治4)年の8月28日に「太政官布告」として出されました。「賤称廃止令」「被差別身分廃止令」とも言われることがあります。現在の法律と同じものとして出されたのです。本文は以下のとおりです。

「差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにする」





明治新政府から「御布告」と して出されました。その後県 内各郡に送られ、その主旨の 徹底がはかられました。



穢多非人等ノ称廃サレ候条、自今、身分職業共、 平民同様タルベキ事へいみんどうよう

太政官

辛^{かのと} 八 月

穢多非人等ノ称廃サレ候条、一般民籍二編入シ、身分職業共、都テ同一二相成リ候様素にひにん しょうはい そうのうじょう みんせき

取扱フ可シ。 尤 モ地租其ノ外、除ケンノ仕来モ之有候ハバ、引直シ方見込ミ取調べ、大蔵 しゅん しゅんしゅ しゅんり これありそうら これまり かたみこ

省へ 何出 ル 可 キ 事

太政官

辛未八月

資料4:喜びで迎えられた「解放令」

解放令が出されて喜んだ被差別部落の人々の様子

名字を獲得する人々



丹後中郡善王村では、村人たちが解放令を「四民同等の権利をうたった、天皇陛下から出されたお触れだ」と受け止め、これをきっかけに各家々が名字を名乗り、約20種類の名字が生まれたと記録されている。

善王村浄善寺の「永代記録」

京都部落史研究所編 「京都の部落史 2 近現代」 1991 阿吽社

解放令に感謝して土木工事でお礼

亀岡から京都に入る街道に老ノ坂というけわしく難所といわれている所があった。解放 令が出された翌年の明治5年に、被差別部落の人々が解放令が出されたことに感謝して、 道の改修費用を自分たちで負担して6000人もの人が出て、峠道を切り開くための改修工 事に参加していて、このことは、京都新聞に掲載されている。

また、亀岡市内の被差別部落には、「解放令が出された恩に報いるため、難所改善の工事に参加し、工事費用を各家々が出して、スムーズな作業進行により、これから先はお互いに便利になることだろう。非常に優れたことである。」といった内容の、知事からの表彰状が出されている。

その他の被差別部落でも、平民になれたことへの感謝として、道路改修工事にあたったり、死牛馬をはじめとする4本足の動物の死体は、ケガレてはいけないので村の中には持ってこないとか、墓場や牛馬の解体所からケガレたものを村内に持ちかえらないとの誓いを立てたりもしている。



京都部落史研究所編 「京都の部落史 2 近現代」 1991 阿吽社

資料5:解放令が出されて被差別部落の人々は...

「解放令」が出されて、差別されていた人たちのくらしも大きく変わりました。これまでのくらしがどのように変わったのか、考えてみましょう。

江戸時代では		政府から「解放令」が出されて、被差別部落の 人々は何をしたでしょう。
村人と出会ったときは、みちばたに よってあ <i>い</i> さつをすること。		
村人の家にあがることはできない。		
ほかの村に出向くときは、はだしで出 かけること。		
神社や寺に行って、お参りすること はできない。		
酒屋や風呂屋に行ってはいけない。		
ちがう身分のものとは結婚できない。		
かっこうやかみ型は、 身分相応にする こと。		
雨傘をさすことを制限する。		

江戸時代の ~ を空欄にして、考えさせてもよい。

など

(2)「解放令」の発布されたあとの問題点と被差別部落の人々の立ち上がり

主な学習活動

- 「解放令」が出されたときの被差別部落の 人々の様子や気持ちを思いだす。
- 2 「解放令」が、出された後の問題点は何だったのかを考える。
 - (1) 被差別部落の人々の生活は、どうなったのだろう。
 - ・資料6から分かることを発表する。
 - 生活が苦しくなったのはなぜなのかを考える。
 - (2)「解放令」が出て、本当に差別はなくなったのだろうか。
 - ・「なくなった」か「なくならない」か 自由に自分の考えを発表し、話し合 う。
 - ・資料7を読み、差別がなくなっていないことを知る。
 - 明治政府は、差別をなくしていくための取り組みをしなかったことを知る。
- 3 被差別部落の人々は、なくならない差別に どう立ち向かっていったのかを考える。 資料8を読む。
- 4 学習したことを振り返り、自分の思いを書く。

留意点

前時のワークシートを読み、被差別部落の 人々の気持ちを思い出させる。

・「解放令」を利用して、被差別部落の人々は 生活をよくしていこうと努力したことを思 い出す。

資料 6 ある被差別部落のようす(P25)

- ・租税、徴兵、学制など新たな負担が増えた。
- ・部落固有の仕事が、「職業の選択の自由」に よって部落外の商人に奪われていった。そ の反面、根強い差別意識によって他の職業 にはつけない実態があった。

資料7 解放令後も残る差別意識(P26)

- ・資料7をもとに不合理を感じさせたい。
- ・村人たちの不満がつのっていったことを知 らせる。

農民の不満 政府に対する不満

地租改正

徴兵制 「解放令」反対

学校制度など

被差別部落に対 する根強い差別 意識

資料8 差別に対する関い(P27)

資料8を読み、たくましく生き抜いていった 事例に触れさせ、正しいことに立ち向かって いくことの大切さを理解させたい。また、行 動することの重要さにも気づかせたい。

いろいろと問題点もあった「解放令」ではあるが、法律で平民となった意義は大きいことを確認する。

資料6 ある被差別部落の様子

1886年(明治19年)の京都のある被差別部落のようすが、次のように記録されています。

家の数(戸数) 1,111戸 住んでいた人の数 4,369人

仕事皮類をあつかう人 - 16戸はきもの類をあつかう人 - 75戸牛肉をあつかう人 - 8戸くだものをあつかう人 - 35戸やさいをあつかう人 - 13戸古い服をあつかう人 - 9戸

質屋 - 16戸 旅館業を営む人 - 7戸

複数の仕事を行っている人々は、全ての戸数のうち841戸で、76%を占めていた。

多くは不安定な職業に従事していたため、景気が悪くなるとその影響はすぐに出て きた。

複数の従事している者のうち、749戸が「生活が非常に苦しい状態」であった。そのうち400戸あまりは、わずかにもっている衣類や品物などを売り払って、その日暮らしで生活していた。残りの349戸あまりはそれすら難しい状況であった。この被差別部落においては、全戸数の約3割が飢えていて、近所の人々や有力者の助けになしには生活できないほど生活が苦しかった。

京都部落史研究所編 「京都の部落史 2 近現代」 1991 阿吽社

参考:このころの出来事

江 戸 時 代	革製品やぞうり、太鼓づくりなどで生活していた
1868(明治元)年	五カ条の御誓文が出され、四民平等となる
1871(明治4)年	差別されていた人々が解放される
1870 年代頃	商売もうまくゆき、特産物も売れていた
1884(明治 17)年頃	政府の政策(松方デフレ)により生活が非常に苦し
	くなる

資料7:解放令後も残る差別意識(巻末資料18にカラー掲載) 下の絵を見て、当時の人々の意識について考えてみましょう。



「解放令」が出されたときも、ある地主が寄り合いの際に、被差別部落の人々に対してだけは、便器を洗ってそれに酒を注ぎ、「お前たち同様に、便器も洗えば汚くないだろう」といい渡したそうです。

久保井規夫 「近代の差別と日本民衆の歴史」 1993 明石書店もとに作成

資料8:差別に対する闘い

差別に対する闘い

愛媛県松山市の道後温泉における、温泉入浴拒否に対する差別事件とその判決について

1901年(明治34年)、愛媛県松山市の道後温泉において、被差別部落の人が道後温泉に定められた入浴料を払って入浴しようとしたところ、温泉の主人は理由もなく、入浴を拒否しました。

被差別部落の人は「これは差別だ」「なぜ、私たちだけが入浴できないのか」と抗議を しました。

しかし、この抗議は受け入れてもらえず、被差別部落の人は松山地方裁判所に訴えをおこしました。

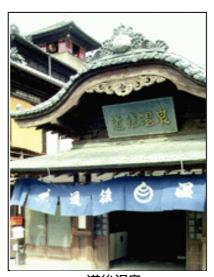
『判決』

温泉の主人はこの (被差別部落の)人を他の人と同じように入浴させなければならない。訴えにかかった費用は温泉の主人が支払わなければならない。



被差別部落の人の勝訴(裁判に勝つこと)

四国部落史研究協議会編 「史料で語る 四国の部落史 近代編」 1994 明石書店



道後温泉